

大熊町・双葉町の復興等に  
向けた重点要望について  
(要望書)

令和3年8月

大熊町長 吉田 淳 双葉町長 伊澤 史朗

大熊町議会議長 吉岡 健太郎 双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町では昨年3月に特定復興再生拠点区域の一部及び避難指示解除準備区域において、避難指示後初めて避難指示解除が実現したところですが、その区域は町域のわずか4%であり、残りの96%は依然として帰還困難区域となっており、東日本大震災から10年以上が経過した現在においても、未だに町民全員がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

また大熊町では、平成31年4月10日に避難指示解除準備区域の中屋敷地区と居住制限区域の大川原地区の避難指示が解除されました。しかし、避難指示が解除された地域は、町民の3.5%が居住していたエリアに留まり、未だ多くの地域に避難指示が出ていますが、解除された地域に「大川原地区復興拠点」を設け、住宅、商業施設、介護施設や診療所を整備することで約900人が居住するエリアとなっています。

このような中、双葉町は平成29年8月、大熊町は平成29年11月に帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とするための特定復興再生拠点区域が指定され、令和4年春頃の当該区域の避難指示解除を目指していますが、それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、その全域解除に向けた見通しは示されていません。

大熊町、双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の海洋放出など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。このような特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で引き続き、復興を成し遂げるまでご支援いただきますようお願いいたします。

本年7月には、与党東日本大震災復興加速化本部において、特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等を内容とする第10次提言が決定されました。国におかれましては、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることはもちろん、与党第10次提言及び本要望も踏まえて、避難指示解除に向けた具体的な方針策定、支援を行っていただきますようお願いいたします。

## 1. 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

本年7月に与党東日本大震災復興加速化本部において特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等を内容とする第10次提言が決定されました。これらを踏まえ、一刻も早く両町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について以下のとおり要望いたします。

- 一刻も早く両町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における具体的な取組を示し、早期に町民の望む帰還困難区域全域の避難指示を解除すること。
- 特定復興再生拠点区域外の町民の帰還の意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。帰還意向が確認された箇所については、他の区域に先んじて帰還・生活に必要な箇所を除染して避難指示解除を行うこと。
- 除染に際しては、特定復興再生拠点区域外の空間線量が震災と原発事故から10年以上経過した今でも毎時 $15\mu\text{Sv}$ を超える非常に高線量な場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。国は、比較的空間線量が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、更に踏み込んだ形での拠点区域外の高線量地帯における試験的除染を先行して実施するなど、令和4年春頃を目指している特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に遅滞なく開始すること。

- 上記を確実に実施し、町民が全員帰還できるように、具体的方針を速やかに策定し、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。また、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に示すこと。

## 2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

これまで平成23年度～令和2年度まで復興にあてられた事業規模は全体で約31兆円である一方、令和3年度～7年度の第2期復興・創生期間における事業規模は全体で約1.6兆円、そのうち福島県関係は約1.1兆円とこれまでの10年間と比べると格段に少ないものとなっています。

原子力災害で大きな被害を受けた双葉町は、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を令和4年春頃の目標としており、復興の状況は他の市町村と比べて大きく異なり、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除をもって、ようやく復興のスタートラインに立つに過ぎません。また大熊町も同様に、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指しており JR 大野駅を中心としたエリアの開発により着実に進捗しているところです。

震災から10年以上が経過し、復興がスタートする両町の各種取組の推進に対する支援について、以下のとおり要望します。

- 国においては、第2期復興・創生期間においても、両町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、移住・定住などのソフト事業はもとより、ハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- まちづくりにあたっては、利用される見込みのない空き地・家屋等の建物や、本来目的での利用意向のない公共施設を、帰還・移住等環境整備推進法人を含め、民間の活力を生かして有効に活用することが有意義であることから、予算措置や税制措置等の拡充等、継続的な支援を行うこと。
- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料

措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段の配慮を行うこと。

### 3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。しかし、本年2月に発生した福島県沖地震によって露呈した東京電力の地震対策の不備等、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的欠如、安全対策工事未了の発覚など、原子力発電所を担う企業として当然備えるべき緊張感や危機意識が欠けていると言わざるを得ず、地元との信頼関係が大きく損なわれる事態となっています。そこで、東京電力への監督・指導について、以下の通り要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること。

#### 4. ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、本年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定されました。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮していただきたいと考えており、以下の通り要望いたします。

- 国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督するとともに、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- トリチウム分離技術について、不断の技術開発に取り組み、ALPS 処理水の放出量低減化に積極的に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。

創 巡 贈  
る る る  
——  
おおくま。



(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井 誠

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 藤岡 俊之

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28